広報
# かねやま
お知らせ版 №６７
２００８．１２．１２

編集・発行；金山町総務課
〒999-5402　金山町大字金山324-1
電話　0233-52-2111
FAX　0233-52-2004
URL　http://www.town.kaneyama.yamagata.jp
E-Mail　info@town.kaneyama.yamagata.jp

# 金山診療所からのお知らせ

## 年末年始の診療日・休診日について

金山診療所の年末年始休み期間中、**１２月３０日（火）**を臨時の診療日とします。
従って、年末年始の診療日と休業日は次のとおりとなりますのでお知らせします。

**１２月２６日（金）　通常の診療日**
１２月２７日（土）　年末休
１２月２８日（日）　年末休
１２月２９日（月）　年末休
１２月３０日（火）　臨時の診療日
（午前、午後とも１科診察。リハビリ除く）
１２月３１日（水）　年末休
１月１日（木）　年始休
１月２日（金）　年始休
１月３日（土）　年始休
１月４日（日）　年始休
**１月５日（月）　通常の診療日**

## 時間外診療は３６５日いつでも行っています。

金山診療所は救急指定医療施設となっています。休診日や夜間でも当直の医師・看護師が待機しておりますので、具合の悪い場合は、どうぞご利用ください。

## 毎週水曜日は“夕診”の日です。

診療を受けたくても日中なかなか時間がとれない方のために、毎週水曜日に夕方延長診療、いわゆる“夕診”を行っています。この日は午後７時まで受付します。

## インフルエンザ予防接種はお済みですか？

インフルエンザの予防接種を行っております。希望する方で、まだ予防接種を行っていない方はお早めにお申し込みください。

〔お問い合わせ先　金山診療所　電話　５２－２９１５　〕

## ～～「金山ふるさと寄附」のPRにご協力ください！～～

町では、「ふるさと納税制度」の開始に伴い「金山ふるさと寄附」を広く募集しています。この制度は、金山町に寄附された方は、お住まいの市町村の住民税（一定額）が減額されるというものです。（確定申告必要）
なお、町外の方が当町へ**1万円以上ご寄附された方には、５千円相当の町特産品をプレゼント（※）**しております。
※「四季折々金山の味セット」、「満杉ちゃん商品券」、「金山産はえぬき」、「金山産米使用のお酒」、「なたねっこ」ほか

**年末年始の各種会合の場で、或いは、ご親戚の方など、町外の方とお会いする機会には、是非「金山ふるさと寄附」のＰＲをお願いいたします。**

■来年1月以降のご寄附は、再来年の確定申告の対象となります。税控除額は所得などに応じて変わります。
■12月9日現在、68件、2,186,000円のご寄附をいただいております。（申し込み段階までの分を含む。）

**詳しくは、同時配布のパンフレットをご覧ください！**

役場総務課総合政策係　電話内線 233 又は 234

# 平成20年分確定申告からの変更点について

平成２１年２月に始まる、平成２０年分の確定申告（所得税分）から変更される主な内容についてお知らせします。

## 減価償却制度の改正

平成１９年分の申告から、平成 １９年 ４ 月 １日以後に取得した減価償却資産について、償却可能限度額（取得価額の ９５％相当額）及び残存価額が廃止され、一般的に使用されてきた定額法（旧定額法）では、取得価額に償却率を乗じた金額を １円になるまで償却することになっています。

今度の申告からは、減価償却資産で取得価額の ９５％相当額に達している場合には、次の算式により計算した金額を減価償却費として５年間の均等償却ができます。

（取得価額　－　取得価額の ９５％相当額　－　１円）　÷　５　＝　減価償却費

# 住宅借入金等特別控除の適用を受けている方へ

税源移譲により、平成１９年以降の所得税における住宅借入金等特別控除の減税額が減ってしまう（所得税から控除しきれない）場合には、翌年度の町県民税で減額されることになりました。以下の項目に該当する場合は、町に「町県民税住宅借入金等特別税額控除申告書」（以下「税額控除申告書」という）を提出しなければなりません。

### １．　対象者

税源移譲前に住宅借入金等特別控除の適用を受けていた、平成１１年から平成１８年までの入居者で、次の２に該当する方。

### ２．　計算方法

| | | | |
|---|---|---|---|
| ア．本年分の所得税の住宅借入金等特別控除限度額<br>イ．税源移譲前の税率で算出した本年分の所得税額<br>**アとイのいずれか少ない金額** | － | 税源移譲後の税率で算出した本年分の所得税額 | ＝ **町県民税からの控除額** |

### ３．　手続き方法（①、②で申告書様式が異なります）

① 確定申告しない（年末調整のみの）方

町に源泉徴収票と「税額控除申告書」を提出。

② 確定申告する方

税務署で申告する方も役場で申告する方も、「確定申告書」と「税額控除申告書」を提出しなければなりません。

**※　いずれの場合も、居住開始日が記載されている「給与所得者の住宅借入金等特別控除申告書」**（税務署から配布された）**を持参ください。**

**また、「税額控除申告書」は、町民税務課及び新庄税務署にあります。**

### ４．　提出期限

毎年3月１５日まで（平成２１年は3月１６日まで）

詳しくは、**町民税務課税務係（電話　内線２４３）**までお問い合わせください。

## ご家庭の井戸水は、安心して飲めますか？

10月12日、産業まつりの日に実施した「家庭用井戸水水質検査」では、35件中20件（約57％）が飲用不適という結果でした。その主な原因は、大腸菌群が検出されたためです。このような井戸水を飲用水として使用することは衛生上好ましい状況とはいえません。特に抵抗力の少ない幼児や高齢者は、細菌や大腸菌などの影響を受けやすいといわれています。

安全で安心して飲める水道水の使用をお勧めします。

役場環境整備課　上水道係（電話　内線２８０）

## 家族介護者激励金を受ける方は申請手続きが必要です

在宅で、日常生活において身体上又は精神上の著しい障がいのため介護を必要としている、65歳以上の高齢者や20歳以上65歳未満で重度の障がいがある方を、6ヶ月以上常時介護している方は「家族介護者激励金」の支給申請ができます。該当すると思われる方は、申請手続きが必要です。

詳しいことは、役場健康福祉課福祉係まで

（電話　内線　２６１または２６２）

## 平成21・22年度金山町競争入札参加資格審査申請の定期受付

受付期間・時間　平成21年2月2日（月）～2月27日（金）午前9時30分～午後5時

（ただし、土・日曜日、祝日を除く。郵送の場合は期間内の消印があれば有効です。）

受付場所　役場総務課

※「申請の手引き」を平成21年1月から役場総務課に備えますので参照ください。町のホームページでご覧いただけます。

## 金山町建築物耐震改修促進計画（素案）にご意見をお寄せください

町内にある既存建築物の耐震診断及び耐震改修等を促進し、大規模な地震が発生した場合の被害を最小限に抑えるため、「金山町建築物耐震改修促進計画」を策定しています。

この計画の策定にあたり、素案に対する皆さんのご意見や情報をお待ちしています。

◇閲覧方法　役場1階　環境整備課窓口においでくださるか、町のホームページをご覧ください。

◇意見の提出方法　ご意見の提出は、住所、氏名、電話番号を記入のうえ、郵送かＦＡＸまたは電子メールでお願いします。

◇ご意見の公開　お寄せいただいたご意見は、個人情報を除き、整理のうえ公開させていただきます。個別には回答しませんのでご了承ください。

◇募集期間　12月8日（月）～12月26日（金）

◇提出・問合せ先

〒999-5402　金山町大字金山324-1

役場環境整備課建設係

電話52-2111　ＦＡＸ52-2004

電子メール　kensetu@town.kaneyama.yamagata.jp

## 平成21年度「国有林モニター」の募集

東北森林管理局は、国有林の管理・経営にみなさんの声を役立てていくため、モニターを募集します。

▼募集人員＝48人▼募集期間＝平成21年1月5日（月）～31日（土）▼任期＝平成21年4月～平成22年3月▼内容＝アンケートへの回答、森林モニター会議への出席▼その他詳しくはお問合せください。

▼問合せ先＝東北森林管理局　国有林モニター係

電話018-836-2274

http://www.tohoku.kokuyurin.go.jp/

## 山形県最低賃金

効力発生日

平成２０年１０月３０日

**1時間　６２９円**

この最低賃金は、県内で働くすべての労働者に適用されます。

問合せ先

山形労働局労働基準部賃金室

電話０２３－６２４－８２２４

新庄労働基準監督署

電話２２－０２２７

## 歩行型除雪機による事故を防ごう！！

毎年、雪のシーズンになると、除雪機による事故が多発しています。除雪機を使う際には、次の点に注意して操作しましょう。

**(1)作業を行う前に、必ず取扱説明書をよく読んで、正しい使い方を理解しましょう。**

**(2)雪詰まりを取り除くときは、必ずエンジンを停止し、回転部（オーガ、ブロワ）が完全に停止してから雪かき棒を使って行いましょう。**

**(3)回転部に近づくときは、必ずエンジンを停止し、回転部が完全に停止してから作業を行いましょう。**

**(4)発進時は、転倒したり、挟まれたりしないよう、足もとや後方の障害物には十分注意しましょう。**

**(5)除雪作業中は、雪を飛ばす方向に、人や車・建物がないことを確認しましょう。また、除雪機の回りには絶対に人を近づけないようにしましょう。**

▽問合せ先　社団法人日本農業機械工業会／除雪機安全協議会

電話０３－３４３３－０４１５　http://www.jfmma.or.jp

# 快適な流雪溝・水路

**地域の皆さんの一体となった協力体制をお願いします。**

低温時に一斉に雪を流すと、水量が少なくなり、水路に雪が付着し『水上がり』を引き起こします。気象状況と長年の勘で節度ある使用をお願いします。**水が上がったら水路に雪を絶対入れない**ようにし、流雪溝の効果を最大限に発揮できるように努めましょう。

①雪が流せる水量があることを確認して、雪を浮かせるように捨ててください。
②雪は小分けにしてスノーダンプやスコップ等で捨ててください。トラクターやショベルなどの機械からの直接投入は絶対にしないでください。
③水路・蓋などは、いつでも使用できるように凍らせないよう注意してくさい。
※**投入口は、必ず蓋を閉めてください。**蓋の**開け放しは重大な事故**につながる恐れがありますので十分注意しましょう。
④屋根の雪下ろしの際は、屋根から直接雪を水路に入れて、水路を埋めてしまうことのないように注意してください。

①水路にゴミがたまっていませんか?
②合流する場所や、分かれる場所の水門や止め板、分水板が正常に作動しますか?
水門の点検、グリスアップ等をしましたか?
③池の取水場所では、雪でつまらないようになっていますか?
④直接水路に雪が落ちる屋根は、雪止めを付けるか、水路に蓋をするなど、水路が雪で埋まらないようになっていますか?

環境整備課

## ★★火の用心★★

① ストーブに**給油するときは、必ず火を消してから**しましょう。
② **ストーブの上には洗濯物を干さない**ようにしましょう。
③ ファンヒーターの内部にホコリが溜まらないように時々点検しましょう。
④ ホームタンクから給油するときは油がもれることのないように注意して下さい。

**みんなでつくろう、安全で明るいくらし**

金山消防分署（℡５２－２９１３）・金山町消防団

町民税務課

# スムーズな道路除雪

①**雪は絶対に道路に捨てない**でください。
道路に捨てた雪は交通事故の原因になります。歩行者や車の安全確保のために必ず守りましょう！また、**屋根雪が直接道路に落ちることのないように**あらかじめ対処して下さい。

②**除雪車には絶対近寄らない**でください。
小さいお子さんなどには、ご家庭でのご指導をお願います。

③雪を置かれて困る場所には、**赤い旗を表示**ください。
（高齢者世帯、消火栓、ポンプ車庫、貯水槽など）

④路上への駐車や、道路敷に物を置くのはやめてください。きれいな除雪が行えず、周りの方に迷惑がかかります。

⑤除雪作業での事故・破損を発見した場合は、すぐに環境整備課まで連絡下さるようお願いします。（52-2111 内線 272 管理係）

⑥道路に張り出した立ち木による事故の発生の場合は、所有者に損害賠償が科せられることもあります。倒木のおそれがある立ち木や道路に張り出した枝については、早めに伐採をお願いします。

⑦除雪に関する要望、苦情等はすべて**区長さんを通して連絡**くださるようお願いします。

※『堆雪場所としての空き地の活用』や『耕地へ入った砂利の除去』などにつきましては例年地区内の皆様からご協力を頂いておりますが、本年もよろしくお願いします。

**環境整備課**

## ★★雪による災害に注意しましょう★★

○ ビニールハウスや畜舎などの農業用施設の除雪は、こまめに行いましょう。
○ 農地や農業用施設に大きな被害を受けた場合は役場産業課まで連絡ください。

**産業課**

## 定額給付金の給付をよそおった「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください。

「定額給付金」については、住民の皆様に連絡したり給付をする段階ではありません。給付の方法など具体的なことが決まり次第、速やかにお知らせします。

このため、「定額給付金」に関して、

- 市区町村や総務省などがＡＴＭ（現金自働預払機）の操作をお願いすることは、絶対にありません。
- ＡＴＭを自分で操作して、他人からお金を振り込んでもらうことは絶対にできません。
- 市区町村や総務省などが、「定額給付金」の給付のために、手数料などの振り込みを求めることは絶対にありません。
- 現時点で、市区町村や総務省などが住民の皆様の世帯構成や銀行口座の番号などの個人情報を照会することは、絶対にありません。

ご自宅や職場などに市区町村や総務省（の職員）などをかたった電話がかかってきたり、郵便が届いたら、迷わず、お住まいの市区町村や警察（または警察相談電話＃９１１０）にご連絡ください。

## 多重債務巡回無料相談

東北財務局では、多重債務者向け相談員がお話をお伺いし、考えられる解決法をアドバイスさせていただくとともに、必要に応じて弁護士・司法書士などの専門家に引継ぎを行っております。

今般、下記の日程で相談窓口を開設しますので、事前にご予約の上、お気軽にご相談ください。

**日　時　１２月１８日（木）９時～１７時**

**会　場　東北財務局　山形財務事務所**

（山形市緑町２－15－３）

※　ご相談の時、次の資料があるとより詳しくアドバイスできます。

①契約書の写し　②返済予定表　③取引明細書　④消費者金融等からの借入に使用しているカード　⑤その他借入先の業者名や借入内容がわかる書面

※　当日お越しいただけない方につきましても、東北財務局金融監督第三課でご相談を受け付けておりますので、お気軽にご相談ください。

**予約・問合せ先　東北財務局金融監督第三課**

**電話０２２－２６６－５７０３**

## 調理師業務従事者届のお知らせ

調理師法では、飲食店等において調理の業務に従事する調理師は、２年ごとに就業地の都道府県知事に「調理師業務従事者届」を提出することになっています。

○　届出の必要な調理師：学校、病院、事業所、社会福祉施設、飲食店などで調理の業務に従事している方

○　届出方法：届出用紙は、各保健所、県保健薬務課、生活衛生同業組合等に配置しますので、平成20年12月31日現在の状況を記入し、平成21年１月15日（木）までに最寄りの保健所生活衛生課又は県保健薬務課に届け出てください。

なお、次のアドレスから電子申請することができます。

http://www.e-yamagata.lg.jp/

○　問合せ先

最上保健所　電話２９－１２６１

山形県保健薬務課

電話０２３－６３０－２３２９

## 離職者に対する職業訓練　平成21年3月生募集

訓練期間：平成21年3月3日～8月26日

募集定員：電気設備科　18名（ハローワークに求職登録している方）

ＮＣ生産システム科　18名（デュアルシステムコース、概ね35歳以下の方）

受講料：無料（ただし、テキスト代などは自己負担）

応募締切：平成21年2月10日（選考日は2月17日）

申込・問合せ先

雇用・能力開発機構山形センター

電話０２３-６８６-２０１６


**『標準営業約款制度［Ｓマーク］をご存じですか！』**

厚生労働大臣認可

標準営業約款制度は、法律で定められた消費者（利用者）擁護に資するための制度です。

厚生労働大臣認可の約款に従って営業することを登録した、「理容店」、「美容店」、「クリーニング店」、「めん類飲食店」、「一般飲食店」では、店頭にＳマークを掲げています。登録店は、安全・清潔・安心を約束する信頼できるお店です。

詳しくは、(財)山形県生活衛生営業指導センター(℡．023-623-4323)までお問い合わせ下さい。

## 介護学習センター　1月介護講座

▼定員／各講座とも30名▼参加費／無料▼申込方法／電話またはＦＡＸで講座ごとに申し込んでください。▼日時・内容／7日（水）介護力講座《入浴・清潔を介助》・14日（水）フォローアップ講座《もっと知りたい認知症のこと》・21日（水）フォローアップ講座《知っておきたい薬の話》・フォローアップ講座《ヨガで体と心ほぐし》時間は、いずれも13：00～15：00▼申込み・問合せ先／山形県介護学習センター　〒990-0021山形市小白川町二丁目3-30／電話０２３-６２７-７４３１／ＦＡＸ０２３-６２７-７４３３／URL http://www.ymgt-shakyo.or.jp※20年度の講座は1月で終了です。

## 放送大学　1学期生募集

放送大学では、教養学部、大学院において幅広い分野の授業科目をＣＳデジタル放送で放送しており、自宅にいながらマイペースで学習ができるようになっています。このたび、平成21年度第1学期（4月入学）の学生を募集しています。▼募集期間：12月15日（月）～平成21年2月28日（土）▼募集学部等：教養学部、大学院▼問合せ先：放送大学山形学習センター＝電話０２３-６４６-８８３６（霞城セントラル10階）

## 山形大学エリアキャンパスもがみ

とき　12月21日（日）13：00～18：00
ところ　ゆめりあ（新庄駅舎隣接）2階アベージュ・会議室
市民シンポジウム　「環境」と「食糧」の時代を探る
エコな農業を農書から学ぶ～温故知新～
（粕渕辰昭山形大学農学部教授）
エコ農業を語る～微生物や小動物が農業を楽しくする～
（志藤正一農事組合法人庄内協同ファーム代表理事）
エコ農業からエコ社会へ～人と環境にやさしいまちづくり～
（武田壮一鶴岡市藤島庁舎産業課エコタウン推進主査）
タウンミーティング　30年後の未来へのメッセージ
子どもたちからのメッセージ／みんなからのメッセージ／まちづくりサポーターからのメッセージ
入場無料／参加申込・問合せ先＝エリアキャンパスもがみ事務局（最上広域教育研究センター内）担当：佐藤・澤野　電話２２-１０５７

## 地上デジタルテレビ放送・羽前金山中継局の開局について

現在放送されているテレビのアナログ放送は、２０１１年７月２４日までに地上デジタル放送に完全に移行するため、ＮＨＫはじめテレビ各局によりその準備が進められているところです。

金山町における地上デジタルテレビ放送の視聴については、これまで一部地域で可能になっていましたが、去る１２月１日に北の沢山山頂の「羽前金山中継局」が開局したことにより、視聴可能区域はさらに広がりました（下図＝受信エリア図参照）。

なお、地上デジタルテレビ放送を視聴するには、地上デジタル対応型のテレビを使用するか、アナログテレビに地上デジタルチューナーを増設する必要があります。

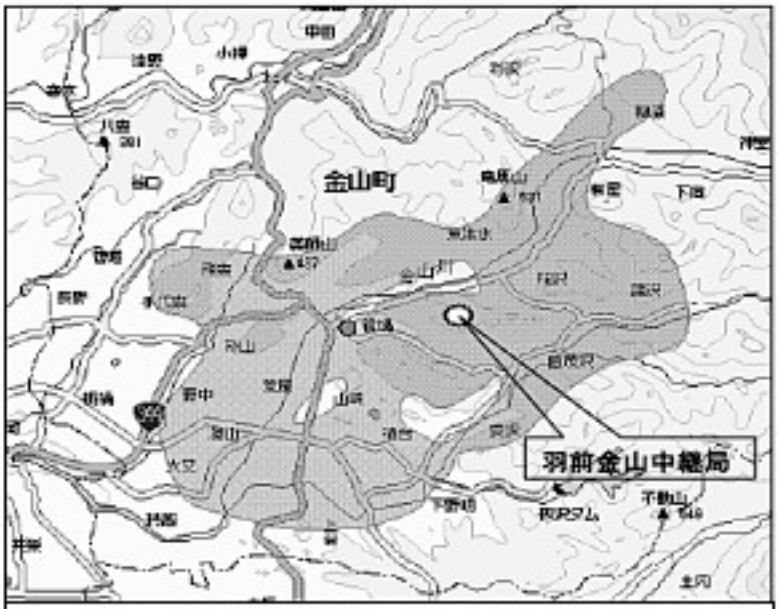


羽前金山中継局からの受信エリア図

※　エリア内であっても、地形や建物の状況により電波が遮られ、視聴できない場合があります。

羽前金山中継局からの放送と周波数等

| 放送局名 | リモコン番号 | 周波数 |
|---|---|---|
| ＮＨＫ総合 | 1 | １７ｃｈ |
| ＮＨＫ教育 | 2 | １５ｃｈ |
| 山形放送（ＹＢＣ） | 4 | １９ｃｈ |
| 山形テレビ（ＹＴＳ） | 5 | ２１ｃｈ |
| テレビユー山形（ＴＵＹ） | 6 | ２３ｃｈ |
| さくらんぼテレビ（ＳＡＹ） | 8 | ３３ｃｈ |

問合せ先：総務省地上デジタルテレビジョン放送受信相談センター　０５７０－０７－０１０１

# こんにちは！保健師です～

今シーズンもインフルエンザが流行してきました。手洗い・うがいなどの予防をしっかりしましょう。また、人が集まる場へ行く場合はマスクを着用し、自分がうつされないように、周囲の人へうつさないように心がけましょう。

健康福祉課　℡．52-2111（内線 266・267）

◇母子保健・予防接種の予定◇　※会場はすべて農村環境改善センターです。

| 事業名 | 月日 | 時間 | 対象者・内容等 |
|---|---|---|---|
| すこやか相談 | １２／１５（月）<br>１／６　（火）<br>１／１９（月）<br>２／２　（月） | 午前９時３０分<br>～午後１時 | 母子健康手帳交付・子育て相談電話での相談も受けつけます。(℡.52－2099)<br>※この日程以外で希望される方は保健師へご連絡下さい。(℡.52－2111) |
| ポリオ予防接種 | １２／１８（木） | 午前８時４０分集合 | 平成２０年１月～６月生まれ<br>※接種後２時間は授乳できませんので、あらかじめ家で授乳を済ませてきてください。 |
| ２歳児歯科検診 | １／２２（木） | 午後１時集合 | 平成１８年９月～１２月生まれ |
| 乳児健診 | ２／１０（火） | 午後１時集合 | 平成２０年３月１０日～５月１０日<br>平成２０年９月１０日～１１月１０日生まれ |

※乳児健診以外の１歳６ヵ月児健診や２歳児歯科検診、３歳児健診の際は会場で飲食をしないでください。
保護者の方のアメやガムもご遠慮下さい。会場にはジュースやお菓子を持ってこないようにしましょう。

◇各種健診の予定◇　今年度の健診も最後となりました。忘れずに受診しましょう!!

| 健診の種類 | 月日・場所 | 時間 | 対象地区・対象者 | 保険別 |
|---|---|---|---|---|
| 人間ドック(女性) | １２／２２（月）<br>最上検診センター | 最上検診センターのバスが送迎します。 | 七日町１、２、３<br>飛森 | 社会保険など |

## ◇平成２１年度の健診について◇

平成２０年度の健診も間もなく終了します。１月に平成２１年度の健診の申し込み票を配布する予定です。
来年度の健診について少しご説明します。

| | 医療保険 | 健康診査 | | ドック検診 | |
|---|---|---|---|---|---|
| | | 健診内容 | 申込み先 | 健診内容 | 申込み先 |
| 30～39 歳 | 医療保険に関わらず | ≪３０代健診≫<br>・特定健診と同様の内容を実施します | 町 | 今年度と同様です<br><br>左表の健康診査<br>＋<br>がん検診<br>（肺・胃・大腸など） | 町 |
| 40～74 歳 | 国民健康保険 | ≪特定健診≫<br>・メタボリックシンドロームを早期発見するための健診 | 町 | | |
| | 社会保険など | | 各医療保険者 | | |
| 75 歳以上 | 後期高齢者医療保険 | ≪健康診査≫<br>・生活習慣病を早期発見するための健診<br>・特定健診と同様の内容を実施します<br>※ただし、すでに生活習慣病で治療を受けている人は、健診を受診する必要はありません | 町 | | |

生活習慣病とは・・・
高血圧、糖尿病、動脈硬化、虚血性心疾患などの心疾患、脳梗塞やくも膜下出血などの脳血管疾患、動脈硬化などです。
生活習慣病かどうか分からない場合は主治医にご相談ください。

社会保険等の方でドック検診を希望される方は、特定健診受診券が必要になる場合があります。

その他の健診については、申込み用紙配布の際に詳しく説明いたしますので、案内をよく読んでご記入下さい。